

明治以降の改元

王福順

摘要

年号は元号ともいう。ある期間の年数の上につける名称である。日本では大化で始用され、その後、大宝から平成にいたるまで継続している。明治以前の年号は代始・祥瑞・災異・辛酉・甲子などの理由で改元された。改元の手続きが煩雑のため、明治の改元にあたり旧制を改めて、一世一元の制が定められ、さらに永式となった。年号の選定も旧来の難陳の儀は廃止され、年号勘文の中から2、3佳号を選び、その中から天皇が賢所の神前で籤を抽いて明治の年号を決定した。次の大正・昭和の改元では、閣議を経て枢密院に諮問し、勅定された。しかし、戦後、新たに定られた憲法・皇室典範には元号に関する条項が設けられず、その法的根拠は失われた。このため、昭和五十四年に元号法が制定され、元号制定に関する権限は内閣に属することとなった。平成の改元はこの元号法を初めて通用して行われた。

キーワード：改元、明治、大正、昭和、平成。

明治以後之改元

王福順

摘要

年號又稱爲元號，爲記在位之年而立之名號。起源自中國漢武帝之建元，而日本最早之年號爲大化，從大寶之後到平成，年號不曾中斷。明治以前之年號，包括即位・祥瑞・災異・辛酉・甲子等理由而改元。但自明治天皇起改採一世一元制，廢止煩雜之難陳儀式，且治世中途皆不改元，並爲永式。往後之大正・昭和之改元也遵循此例。大正・昭和之年號是經由內閣會議決定，再送樞密院諮詢之後，最後由天皇勅定而產生。但是戰後，新制定之憲法及皇室典範，並無有關年號之條文，也就失去了法律之依據。因此，於昭和五十四年制定了元號法，並且規定元號之制定屬於內閣之職權，平成之年號也依據元號法而產生。

關鍵詞：改元、明治、大正、昭和、平成。

I はじめに

年号は元号ともいう。ある期間の年数の上につける名称である。年号は中国で起り、東アジア世界つまり漢字文化圏で約二千年余広汎に行なわれてきた紀年法であり、夥しい歴史事象が年号を伴って記憶されている。中国の建武中興・開皇之治・貞観之治・靖康之変や日本の大化改新・永享の乱・享保の改革・明治維新等々、例をあげればきりがない。法制史の分野でも、永徽令・開元礼・慶元条法事類・万曆会典や弘仁格・延喜式・建新新制・明治憲法など年号は法典を識別呼称として独特な指標となっている。

『事物紀原』の年号条によると、「始自漢武帝建元元年、顏師古前漢書曰、自古帝王、未有年号、始起于此。而紀年通譜云、道書有赤明、上皇、無極、永壽等年号、莫知是何代也（愚按、南平趙弼考紀元云、以一字紀元者、始於漢文帝後元年、景帝中元年。以二字紀元者、始於武帝建元元年。以三字紀元者、始於梁武帝大中通元年。以四字紀元者、始於漢哀帝太初元將元年。今詳立号以紀元、当始文景、非武帝也）」¹と中国の年号の起源を説明している。一方、『帝王編年記』によると、「大化五年（天皇元年七月年号初爲大化）（本朝年号始）」²と記述され、日本での年号の始まりは大化であるとされている。ただし、年号の制度が確立したのは、大化より半世紀後の大宝元年（701）である。それ以来、絶えることなく使用されている。

日本の年号の改元理由は、中国の影響を受けて、皇位継承に伴う代始改元だけではなかった。祥瑞や災異の出現を治績の吉兆・凶兆と見て行なう祥瑞改元（奈良時代に多い）や災異改元（平安時代以降に多い）及び干支60年ごとの辛酉と甲子の年に革命・革命が起きやすいと考えて、平安中期（10世紀）以降励行されるようになった辛酉革命改元と甲子革命改元などもあつて、しばしば改められてきたのである。

本稿の課題は、年号を使用する意味を歴史の中に探り、東アジア世界の中の日本において、明治以降の改元実態を中心として考察してみる。

¹ 高承『事物紀原』台湾商務印書館 1975年4月 26頁

² 新訂増補国史大系第12巻『帝王編年記』吉川弘文館 昭和40年12月30日 125頁

II 明治の改元

1 一世一元論の由来

一世一元とは、天皇の治世の始めに一度改元したら一代その年号で通すことである。そのような例は、すでに王朝時代から少なからず見られる。例えば平安前期には、桓武天皇朝の延暦、平城天皇朝の大同、嵯峨天皇朝の弘仁、淳和天皇朝の天長、及び清和天皇朝の貞観、陽成天皇朝の元慶、光孝天皇朝の仁和、宇田天皇朝の寛平がそれぞれ一世一元となっている。

しかし、平安中期以降は、祥瑞改元に代わって災異改元が多くなり、また辛酉・甲子の改元も励行されるようになって、一代数号という例さえ珍しくない。しかも、公卿会議つまり改元定における難陳では、より良い年号を選ぶという本来の目的を越えて、文字遊びに類する議論も繰り返されるようになった。これらの点は武家時代に入っても変わらず、むしろ江戸時代には、室町後期の臨時例を恒例化して、朝廷の改元決定以前に、幕府が年号勘文を審議するようになり、一層煩雑になった。

このような改元の経緯を踏まえて、江戸時代に入ると、煩雑な改元理由や文字論議を批判する声が出はじめた。例えば、山崎闇斎の『本朝改元考』において、中国宋代の改元論議を例に挙げながら、「(上略)語類載此而無判断之言、余謂、此皆閑議論也(中略)其撰者果爲容悦乎、不然則議者之誣也(下略)」³と厳しく論評している。また新井白石の『正徳年号弁』の年号論争の際、文字の縁起をかつぐ大学頭林信篤の主張に対して、「(上略)天下の治乱、人壽の長短の事は、或は天運にかかり、或は人事によれり、いかでか年号の字によりて、祥と不祥とある事を得べきや(下略)」⁴と反駁している。しかも、江戸後期にいたると、このような批判を押し進めて、はっきりと一世一元論を提唱する学者が相次いで現われた。中井竹山と藤田幽谷はその代表的な2人である。

中井竹山は天明八年(1788) 59歳の時、老中松平定信の内命を受けて、国政上の重要問題に対する建策を『草茅危言』5巻にまとめあげた。その巻1には、特に「年号の事」⁵によると、大化・大宝以来、改元によって吉凶が左右されたわけではないから、祥瑞災異や革命革命による改元は無意味であって、今後は中国の明清の如く一代

³ 山崎嘉「本朝改元考」(明治44年10月15日 国書出版協会『珍書文庫百家叢説 第1篇』所収) 64-65頁

⁴ 新井白石「正徳年号弁」(1982年9月10日 平凡社『日本人の自伝別巻I』所収) 152頁

⁵ 『近世社会経済学説大系 中井竹山集』誠文堂新光社 昭和15年5月5日再版 17-18頁

一号とした方がよい、という意見である。彼はまた年号に使用できる文字も、従来は朝廷で字数を制限されているが、今後は広くそれ以外の文字からも選ぶべきであるとか、一代一号になれば一般に記憶されやすくなる、とも提言している。

一方、藤田幽谷は寛政三年(1791) 18歳の時、『正名論』一篇を著し、皇室を尊重する立場から幕府政治を批判した。しかも、ここで注目すべきは、その前後に書かれた『建元論』⁶一篇を書いていることである。

藤田幽谷は漢土と日本における年号の起源を概観し、さらに革命改元については、「革命すなわち湯武の天に順ひ人に応ずるの事、万古一姓の邦に施す所に非ず。而して讖緯の誕妄、又何ぞ言ふに足らんや」と斥け、祥瑞災異改元についても、「且それ祥瑞は恃むに足らず、災異は固より畏るべきなり。よくその恃むに足らざるを知らば、何ぞ必しも年に名づけん。よくその畏るべきを知らば、徳を修め以ってこれに勝つのみ、亦何ぞ必ず元を改めんや」と一蹴した。また「明氏の国を建つるや、累世相承け、即位の踰年に元を改め、終身易へず。それ一統慎始の義に於て両得と言ふべし」と、明における即位踰年改元・終身不易という一世一元は、天下を一統して治世の始めを慎しむ改元の本義に叶うものであり、「百世と雖も遵行して可なり」と結んでいる。さすがに水戸学中興の士だけであって、単に中国の明、清の制を採るというだけでなく、日本の皇統一系、万古革命なき国体の上から一世一元たるべきことを堂々と論じた。

このように藤田幽谷の『建元論』の趣旨は、中井竹山の建策—『草茅危言』とよく似ているところがある。これらの提言には、最終的に実効を見るにはいたらなかったが、この前後から一世一元制に関心を持つ儒学者が多くなつたようである。例えば、尾張の国学者石原正明の『年々随筆』巻5には、「明の世祖より、かの国は一帝一元なり。から書よむ輩、これをいみじき事にほめののしる」⁷と述べている。また、豊後に咸宜園を創立した瀬淡窓の『懐旧楼筆記』(巻53)天保十六年条には、「三日、官府ヨリ号令アリ、天保十六年ヲ改メテ、弘化二年トス、改元去冬ニアリ、故ニ我郷ノ人ハ、元年アルコトヲ知ラス、漢土ニテハ、往々明年ノ元ヲ改ムルコト、前年ヨリ令アリ、又明以後ハ、一帝一元、之ヲ改ムルコトナシ、我国モ、何トソソノ例ニ随ハ

⁶ 菊池謙三郎『幽谷全集』康文社 昭和10年6月25日 229-231頁

⁷ 『日本随筆大成』第1期21 吉川弘文館 昭和51年5月20日 87頁

セラレタキコトナリ」⁸という記述から見れば、瀬淡窓もおそらく一世一元の説を高唱したと見られる。

一方、藤田幽谷の『建元論』に関しては、明治三十四年発行の雑誌『如蘭社話』に、宮崎幸麻呂氏がこの注目すべき一文『御即位新式并建元論』⁹を寄せている。

宮崎幸麻呂氏が祖師幽谷の『建元論』を引いて、「一世数号の不可なるよし」を論じた意見書を作った可能性は、充分あるであろう。また、それを彼が長州で「其すぢの人」に提出したとすれば、それが京都にもたらされ、朝議の参考にされた可能性も決して少なくないと思われる。

以上のように明治改元に際して一世一元を主張したのは、後述するように岩倉具視と認めてよい。しかし、その構想はすでに寛政初年、中井竹山や藤田幽谷が提案しており、特に幽谷の『建元論』は孫弟子にあたる加藤桜老を介して、明治改元に何らかの影響を与えたと見られる。もともと、間接的な要因としては、一方で「吉凶之象兆」による従来 of 頻繁な改元を、爲政者も一般国民も次第に不合理と感ずるようになり、他方で、例えば、岩倉具視は慶応四年閏四月一日、イギリス公使のパークスが明治天皇に捧呈した信任状に和訳では、「紀元千八百六十八年（我即位後三十一年）於オスボルンウィクトリア」¹⁰と記されているように、西欧君主国の文書などに見える国王即位紀年を目のあたりにして、それを合理的と考えるような傾向も現われ、それらが一世一元の採用を容易にしたのかもしれない。

2 一世一元制の成立

中井竹山や藤田幽谷が一世一元論を提唱してから 80 年近くたった慶応三年正月九日に明治天皇が清涼殿（小御所）において踐祚された。しかし、当時の日本では、公武合体派と討幕派の抗争が激しく、外交関係を開いた欧米の列強に植民地化されかねない状況にあった。ところが、その十月、将軍徳川慶喜の方から明治天皇に大政奉還を奏請して聴許された。これによって、頼朝以来七百年近くも続いた武家政治は、終りを告げたのである。同年十二月、王政復古を宣言し、「諸事、神武創業の始めに基づき」と、原点より再出発する復古主義を明らかにされた。

⁸ 『増補淡窓全集』上巻 思文閣 昭和 46 年 2 月 1 日 705 頁

⁹ 『如蘭社話』巻 26 明治 24 年 11 月 19 日 14-16 頁

¹⁰ 『大日本外交文書』第 1 巻第 1 冊 日本国際協会 昭和 12 年 5 月 2 日 632-633 頁

ついで慶応四年（1868）三月には、京都御所の紫宸殿において天皇自ら、国是五箇条の実行を天地神明に誓った。その内容はいずれも近代日本の出発にふさわしい開明的なもので、「旧来ノ陋習ヲ破リ」「知識ヲ世界ニ求メ」て、大胆に開国進取の革新主義を打ち出されている。九月八日の代始改元に際して断行された年号制度の改革もその一つとってよいであろう。

しからは、明治改元の際、公式に採用された一世一元の制はどのように実現したのであろうか。この点について、『岩倉公実記』には、輔相岩倉具視が難陳の改廃とともに「一世一元ノ制ト爲スノ議」を建策したとある。これを裏付けるのは、『岩倉具視関係文書』所収の「御即位之事」に関する覚書であって、

- 一不日に可被行歟、奥羽鎮定之後歟。
- 一御大礼御改制之事。
- 一御即位同日改元、御一代御一号之事。
- 一女御立后に而入内之事¹¹。

と記されている。おそらく五箇条の御誓文を発した三月十四日に近い頃、岩倉は半年後の御即位と同日に改元して、その機会に「御一代御一号」の方針を打ち出そうと考えたのであろう。ただ、即位礼（八月二十七日）を目前に控えた八月二十五日に至って岩倉は議定、参与に書状を送り諸事項を諮問したが、次のような記述が見える。

- 一二十七日御即位御大礼被爲済、翌輦八日直ニ御出輦可爲、来月上旬旨被仰出度候（中略）
- 一御即位御大礼被爲済候後、改元之義勿論先例之通ト存候得共、御大礼後直ニ被行候カ、又ハ当年中にて可然歟、但御一代御一号之制ニ被決定候テハ如何、御賢考希入候。
- 年号ノ文字可然モノ三号計御撰撰ニテ、賢所ニ於テ臨時御祭典被爲行、聖上親敷神意ニ被爲問候而可然歟。
- 所謂祭政一致ノ御趣意ニテ此等之儀ハ鄭重ニ被遊方ト存候¹²。

¹¹ 『岩倉具視関係文書』第7 東大出版会 昭和44年 166頁

¹² 『岩倉公実記』中巻 552-553頁

これによれば、二十七日の御即位式の次の日に御東幸九月上旬たるべきことを布告しては如何かといひ、次に改元は御即位式後直ちに行うかそれとも年内かといひ、それについて御一代御一号の制を立ててはどうか。また改元の儀については新風を加え、祭政一致の義に基づき、主上したしく賢所の大前で神意を伺わせられて決定されては如何かと、後の九月七日夜の明治改元の儀の見取図を示した観がある。こうして一世一元の制の確立は更に一步を進めた。

かくて八月二十七日、明治天皇御即位の大礼は新風を加えた非常な盛儀をもって挙行された。しかし改元はその直後とはゆかず、九月の東京行幸の前まで延ばされたが、その間、木戸孝允の尽力もあつたことはその日記の九月五日条に、

改元之事に付巖迂也亦來而相談す（下略）¹³

さらに同日記の九月八日条には、

今日改元 御一代御一号に被仰出、改て明治元年と云。昨日御下問り、議參各言上（下略）¹⁴

と見えて前日の七日に朝議があり、議定参与に御下問があつて一世一元と決定されたことが分る。こうしてようやく一世一元の制は確立の大詰を迎えた。前掲の木戸孝允日記には続いて、

昨夜廷内御神樂あり、主上親しく神前において御くじを取らせ玉ひ明治の号に御決定あり¹⁵。

とある。また『岩倉公実記』によれば、「従來のいわゆる難陳などの煩瑣な閑議論に時を費やす手続きは一切廢し、簡略にしてしかも祭政一致、天皇親裁の国体原理に基づく改元たるべし、而して一世一元の制たるべしとの議に議定参与いずれも同意した」というが、維新草創の氣風が目に見える心地がする。こうして明治天皇の聖裁を

¹³ 『木戸孝允日記』1 東京大学出版会 昭和42年1月10日 94頁

¹⁴ 同上 95頁

¹⁵ 同上 95頁

得、改元の儀は行なわれた。すなわち清原、菅原家流の公卿が選んだいくつかの原案を議定松平慶永に命じて、その中からさらに佳年号二三を取り出させ、それに基づいて九月七日夜、賢所に臨時の御神楽が奏される中を天皇親しく賢所を拝され、その大前で神籤をひかれ、ここに明治の年号を定めたのである。松平慶永の『逸事史補』に、

コレマデト違ヒ、此ノ年号ハ衆人ノ決定ヲ廢シ、聖上ミツカラ賢所へ入りナサレ、神意御伺ヒノ処、明治年号ヲ抽籤ニ相成リ候ニツキ、明治ト御決定ニ相成候¹⁶。

と述べるように全く祭政一致、天皇親政の維新の精神に基づいた改元であった。

そして翌八日朝、辰の刻、皇居の諸門は開かれ、改元定の儀は行なわれた。明治改元と永代一世一元の制の詔書は燦として下さったのである。こうして維新草創の気にもえた御即位の大典も、改元の儀と一世一元の制の確立のことも滞りなく終え、やがて奥羽の戦雲もようやく収まってきた九月二十日、明治天皇は諸卿、諸兵を率いて東京城への行幸の途に上られた。これは東京奠都の第一歩であり、維新の朝暉はいよいよ明るく輝いた。

3 明治年号制定の経緯

明治の改元については、『明治天皇記』¹⁷の明治元年九月当該条が最も詳細に記述している。

この記事によれば、改元の手続きや改元の儀は確かに従来の方が大きく改められた。例えば、文字の難陳については、慶応が明治に改まった時に勘進された年号候補の中「明治」に対する難陳は『如蘭社話』の「明治年号難陳」には、詳しく述べられている。

すなわち明治の年号は、応永三十五年四月二十七日の改元、文明十九年七月二十日の改元、慶安五年九月十八日の改元、享保二十一年四月二十八日の改元の時にも勘進せられたが、いずれも採用されなかった。始めの難陳は、年号の語義及びその年号に近い過去の年号の禍福によって、その年号の吉凶を論じたものであり、次の二難二陳

¹⁶『幕末維新史料叢書4 逸事史補・守護職小史・維新前後・説夢録』人物往来社 昭和43年3月30日 108頁

¹⁷『明治天皇記』第1 吉川弘文館 昭和43年10月15日 825-827頁

では、年号の文字を分析したものについて吉凶が論じられている。

以上を見る限り、この難陳論議の煩雑さが窺われる。よって、明治という年号は日本における年号制度史上、画期的な意義を持っていると考えられる。改元のことについて、より詳しくは『岩倉公実記』¹⁸中巻「年号明治ト改元ノ事」に記されている。

これによると、輔相の岩倉具視が、従来改元のたびに繰り返されてきた難陳論議は、「繁褥の流弊」として煩雑なだけで無意味だから、今後は簡略に改め、又雑多な改元理由も整理して「一世一元の制」のみとすべきことを建議したところ、幸いに明治天皇の裁可を得た、というのである。

この件は、松平慶永の『逸事史補』にも、

是迄於朝廷改元式は中々の御規式なり。御一新より変じたる也。三条・岩倉より被命、此度より年号の儀は、御一代一号の取極になり、是は朝廷の御規則はなけれども、清廷の法を用られたるなるべし。高辻・五条其他是迄年号撰被仰付候堂上（菅家と存候）、夫々より撰定上申相成候。岩倉公より小子へ撰定多分有之候間、好き年号を撰み、五六号差出候様被申聞候故、参内中直に相認、岩倉迄差出。岩倉より入聞候処、是迄と違ひ、此年号は衆人の決定を廃し、聖上自ら賢所（内侍所）へ被爲入、神意御伺の処、明治年号抽籤相成候ニ付、明治と御決定相成候。其上にて三条・岩倉並堂上大名藩士議定、参与の姓名を録し、書判と存候、右奏聞状と並公告の書付出規來たり。以是全国へ布達になりたり¹⁹。

と記述されている。またこのような「神意御伺」のために御籤を抽く祭儀は、古来からあり、異とするに足りないが、それを年号の聖祝儀式に用いられた例は、この明治改元以外にない。

なお、明治の出典は『周易』説卦伝の「離也者明也、万物皆相見、南方之卦也、聖人南面而聽天下、嚮明而治、蓋取諸此也」によったものであるが、これはすでに室町時代から江戸末期までに何回も勘申されている。その出典は『周易』が7回、それ以外に『孔子家語』が3回、『尙書注疏』と『荀子』が各2回で、合計14回にのぼる。勘申者はいずれも菅原氏である。それぞれの出典は以下の通りである。

¹⁸ 前掲註(12) 539-541 頁

¹⁹ 前掲註(16) 107-108 頁

- 「離也者明也、万物皆相見、南方之卦也、聖人南面而聽天下、嚮明而治、蓋取諸此也」(『周易』)
- 「長聰明、治五氣、設五量、撫万民、度四方」(『孔子家語』)
- 「其始爲民明君之治」(『尚書注疏』)
- 「上宣明則下治矣」(『荀子』)²⁰

このように、明治改元は従来 of 煩雑な改元方法を一新して、簡略化し合理化するものでもあった。その上、この機会に改元理由も従来 of 迷信的な要素を一掃して、代始改元のみに純化されたことは、日本の年号史上、まさに画期的な意義を持つといえよう。そのことは、九月付の改元詔書と行政官布告を見ても、清新な意気込みが感じられる。

この詔書を仰いで行政官から明治改元と一世一元の聖旨は全国民に布告された²¹。

そして九月十八日には各国公使にあてて外国官副知事東久世通禧から「以手紙致啓上候、然ば今般我国年号明治と改元有之、以来一代一号相定候趣候。此段可得御意如此御座候、以上」²²と通告された。

こうして日本の一世一元の政は広く内外に宣布通告されたのであった。

III 大正の改元

前述の如く、一世一元の制は明治改元の際、公式に採用された。しかも、その改元詔書に「自今以後、革易旧制、一世一元、以爲永式、主者施行」とあり、行政官布告にも、「自今、御一代一号ニ被定候」と記述されている。つまり、これは明治一代だけでなく、それ以後にも励行されるべき「永式」として定められたのであり、この改元詔書と行政官布告は一世一元に対する自今以後の法的根拠としても機能しうることになったと解してよいであろう。しかも明治二十二年二月十一日、『大日本帝国憲法』と同時に発布された『皇室典範』の第12条には「踐祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メルコト明治元年ノ定制ニ従フ」と定められ、ここに成文法の基礎が確立した。さらに明治四十二年二月に公布された『登極令』においては、

²⁰ 森本角蔵『日本年号大観』秀英舎 昭和8年6月25日 294-295頁

²¹ 橋本博『改訂維新日誌』第1巻 名著刊行会 1966年6月25日 228-229頁

²² 『復古記』第7冊 東京帝国大学蔵版 内外書籍株式会社 昭和5年11月15日 601頁

第二条 天皇踐祚ノ後ハ直ニ元号ヲ改ム元号ハ樞密顧問ニ諮詢シタル後之勅定ス

第三条 元号ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

とある。すなわち、改元の時期は新帝踐祚の直後でなければならない、ということが明示され、『皇室典範』第 12 条の解釈に疑問の余地がなくなった。また改元の方法は往時の公卿による難陳に相当する樞密院顧問官の諮詢を経て勅定される、ということも明示されたのである。こうして一世一元の法制は明治改元から 42 年後、『皇室典範』制定 22 年後、ようやく完備されるにいたったのである。

明治年間に整備された年号法制はやがて次の大正と昭和の改元に適用された。大正天皇の踐祚の時は、明治天皇の崩御は明治四十五年（1912）七月三十日であるが、この時には、その 2 日前の二十八日から元号の準備は、西園寺公望総理大臣のもとで進められ、『大正大礼記録』には、

二十八日、明治天皇御惱大漸アラセ給フヤ、西園寺内閣総理大臣ハ宮中ニ在リ、豫メ事ヲ議スルハ非礼ニ属スト雖、忽卒ノ際失措アラムコトヲ恐レ、旨ヲ承ケテ元号勘進ノ内案ヲ作成セシム（中略）

翌二十九日、宮中・府中ノ元号内案担当者ハ、其ノ選択シタル元号案ヲ具シテ内閣書記官長ニ提出シ、内閣書記官長ハ直ニ之ヲ整理シテ勘文内案ヲ作成シ、夜来内閣ニ参集セル各大臣ノ僉議ニ付スルコト二回、第一回並第二回元号勘進内案是レナリ（中略）第三回ノ内案ヲ作成セシム。尋キテ案成リ、総理大臣復又之を難陳シ、然ル後命ヲ内閣書記官長ニ伝ヘテ、元号建定ノ詔書案並元号勘文案ヲ作進セシム。両案夜ヲ撤シテ共ニ成ル²³。

と記されている。この時の内閣書記官長南弘であり、元号内案担当者は、内大臣秘書官長股野啄、宮内省御用掛多田好問、学習院教授岡田正之、宮内省図書助高島張輔、内閣書記官長室事務囑託国府種徳であった。第 1 回の内案は「永安」（高島）、「乾徳」（岡田）で、西園寺は、それぞれ不可として退けた。二十八日のことである。二十九日の第 2 回では「昭徳」（股野）、「天興」（国府）を勘進した。西園寺は前者を不可と

²³ 『大正大礼記録「改元」』（所功『産大法学』第 27 巻第 20 号 平成 5 年 7 月 10 日 128-169 頁所収）

し、後者も「繁画」で、「兒童ヲ苦シマシムノ慮アリ」とした。そして同日第3回を開き、「大正」(国府)、「興化」(多田)を得て、西園寺は各大臣にはかつて「大正」を第1、「天興」を第2、「興化」を第3とする内案をまとめ、枢府への提出準備を整えた。

七月三十日の改元次第については、『枢密院会議筆記』²⁴の「元号建定ノ件」が詳細に記述している。

これによれば、三十日午前零時四十三分、明治天皇の崩御のよって、直に嘉仁親王が踐祚された。そして「元号建定ノ詔書案並元号案ヲ徴セラル」ということになり、さきの案が枢府に回り、さらに「難陳ト同一ノ慎重ナル難問講究ヲ重ネ」て、「大正」と定めて改元の詔書が公にされた。

さらに内閣告示第1号として大正を「タイシャウ」と読むことが達された。大正の年号の出典は『周易』「上象伝」に「臨、大亨以正、天之道也。又、大畜、能止健、大正也」と見える。その出典は『周易』が2回、『唐書』と『後漢書』が各1回で、合計4回にのぼる。勘申者はいずれも菅原氏である。それぞれの出典は以下の通りである。

「剛上而尚賢能止健大正也」(『周易』)

「動、而健、剛中而応、大亨以正、天之命也」(『周易』)

「陰陽大和元氣已正」(『唐書』)

「通天然之明健大聖之基、改元正曆、垂万代之則」(『後漢書』)

IV 昭和改元

大正天皇は長い御病弱のため、大正十年十一月から皇太子裕仁親王を摂政として国事を委ね療養に専念していたが、病状好転せず、同十五年十二月二十五日午前一時二十五分、葉山の御用邸において崩御された。改元の手続きについては、『昭和大礼記録』²⁵によると、「大正天皇不予大漸ニ渡ラセラルルヤ、宮内大臣一木喜徳郎ハ窃ニ

²⁴ 『枢密院会議事録』第15巻明治44年(下)~45年 東京大学出版会 昭和60年4月30日 452-455頁

²⁵ 石渡氏隆之『公的記録上の「昭和」』北の丸一国立公文書館報一第7号 国立公文書館 昭和51年9月 3-15頁

以謂ラク、不幸ニシテ万一不可諱ニ遭遇シ、急遽ノ際、元号勘進ノ如キ、重大ナル事項ニ於テ、苟クモ失態ヲ來スガ如キコトアラムカ、誠ニ恐懼ノ至ナルヲ以テ、政府ニ於テモ、固ヨリ其ノ用意アルベシト雖モ、宮内省ニ於テモ亦、予メ之ガ準備ヲ整へ、万遺漏無キヲ期セザルベカラズト。因リテ図書寮編修官吉田増蔵ニ内意ヲ授ケてあらかじめ元号案を選定せしめた。それで、「宮内大臣一木喜徳郎ハ（中略）図書寮編修官吉田増蔵ニ内意ヲ授ケ、左記五項ノ範圍内ニ於テ、慎重ニ元号ヲ勘進スベキコトヲ命ゼリ」。その際、吉田編修官に示された元号文字勘出基準は、下の5項目であった。

- 一元号ハ、本邦ハ固ヨリ言フ俟タズ、支那、朝鮮、南詔、交趾等ノ年号、其ノ帝王、后妃、人臣ノ諡号、名字等及宮殿、土地ノ名称等ト重複セザルモノナルベキコト。
- 一元号ハ、国家ノ一大理想ヲ表徴スルニ足ルモノナルベキコト。
- 一元号ハ、古典ニ出処ヲ有シ、其ノ字面ハ雅馴ニシテ、其ノ意義ハ深長ナルベキコト。
- 一元号ハ、称呼上、音調諧和ヲ要スベキコト。
- 一元号ハ、其ノ字画簡明平易ナルベキコト。

これを受けて、吉田編修官は「博ク経史子集ヲ涉獵シ、先ツ三十余ノ元号ヲ選出シ、五項中ノ第一項ニ抵触セザルヤ否ヤヲ、多クノ典籍ニ就キテ精査推覈シ、且其ノ他四項制限ノ範圍内ニ属スルモノト認ムルモノニ限り、勘進第一案ヲ作成セリ」とした。すなわち、吉田編修官は当初用意した元号案は30余にのぼるようであるが、それを前記の基準に照らして次の10種（神化・元化・昭和・神和・同和・継明・順明・明保・寛安・元安）に絞り、それを「勘進第一案」としたのである。

しかも「一木宮内大臣ハ、勘進第一案ニ就キテ、吉田編修官ニ綿密ニ諮問スルトコロアリ、尙周到ナル注意ヲ以テ、仔細ニ之ヲ研究シ、其ノ半数ヲ選択シテ、勘進第二案ス爲スベキコトヲ命ゼリ」とした。その内容は以下の通りである。

- 一、昭和。二、神和。三、神化。四、元化。五、同和。

ここでは、10種の案が単に5種に絞られただけでなく、その記載順序が異なっている点に注目したい。特に勘進第1案では第3位にあった「昭和」がここで第1位に記録されたということは、同案の決定事情を推考する上に重要な要素であると思わ

れる。

「一木宮内大臣ハ、勘進第三案ニ就キテ、更ニ慎重ナル考査ヲ遂ゲ、第一昭和、第二神化、第三元化ノ三元号ヲ撰定シ、吉田編修官ニ命ジテ勘進第三案ヲ作成セシメタリ」とした。それは次の通りである。

一、昭和。二、神和。三、神化。

「斯クテ一木宮内大臣ハ、勘進第二案ニ就キテ、内大臣伯爵牧野伸顕、公爵西園寺公望ノ意見ヲ求メ、其ノ賛同ヲ得テ、之ヲ若槻内閣総理大臣ニ移牒セリ」

以上が宮内省における元号選定事情の経過である。一方、内閣においてもこれと平行してその作業が進められていた。『昭和大礼記録』によると、「是ヨリ先、若槻内閣総理大臣ニ於テモ亦、万一ノ場合ニ際シ、万遺漏無キヲ期セムガ爲、内閣官房総務課事務囑託国府種徳ニ内意ヲ授ケ、元号ノ勘進ヲ命ゼリ」とあり、つまり大正年号を勘進した内閣囑託の国府種徳に内々「元号ノ勘進」を命じたところ、同氏は慎重に精査して「立成」「定業」「光文」「章明」「協中」の5種を選び、若槻首相に提出した。

こうして、宮内省から3案、内閣から5案を得た若槻首相はあらためて塚本清治内閣書記官長に「慎重精査」させ、その上で「一元号案即チ昭和ヲ撰定シ、参考トシテ、元化、同和ノ二案ヲ添付スルコトトセリ」といことになった。また「尋イデ元号建定ノ詔書案ノ作成ニ関シ、塚本内閣書記官長ハ更ニ吉田編修官ニ其ノ起草ヲ委囑シ、案成ルヤ、是レ亦詳密ナル審査ノ下ニ、其ノ決定ヲ見ルニ至レリ（中略）枢密院御諮詢奏請ノ詔書案即チ是ナリ」という結果になった。最終的に枢府では審議して、「昭和」が勅定されたのである。かくて十二月二十五日、新帝の践祚直後、「元号建定ノ件」と「詔書案」作成を枢密院に諮詢され、内閣の原案を下付された。内閣閣議決定の過程については、以下のように記述している²⁶。

斯クテそこで、塚本内閣書記官長ハ、十二月二十五日、若槻総理大臣ノ命ニ依ル元号建定詔書案ヲ上申セリ。時ニ内閣総理大臣並ニ各国务大臣ハ、葉山御用邸附属邸ナル宸裳近キ侍室ヲ退下シテ、同御本邸ニ在リシガ、直ニ邸内臨時内閣会議室ニ集合シテ、緊急閣議ヲ開キ、元号建定ノ詔書案ヲ議決セリ。此ニ於テ若槻内閣総理大臣ハ、長谷川内閣書記官ノ持參セル右上奏書ヲ謹ミテ上奏シ、枢密院ノ議ニ付セラレムコトヲ請ヒ奉ル。其ノ上奏文次ノ如シ。

²⁶ 同上 8-9 頁

元号建定ノ件

右謹テ上奏シ恭シク聖裁ヲ仰キ併セテ枢密院ノ議ニ付セラレムコトヲ請フ

大正十五年十二月二十五日

内閣総理大臣若槻礼次郎（花押）

詔書案

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ茲ニ大統ヲ承ケ一世一元ノ永制ニ遵ヒ以テ大号ヲ定ム
 廻チ大正十五年ヲ改メテ昭和元年トシ十二月二十五日ヲ以テ改元ノ期ト爲ス

御名 御璽

年 月 日

内閣総理大臣

各省 大臣（下略）

以上は閣議決定の過程であったが、次に同日午前九時十五分の枢密院会議の決定過程については、『枢密院会議筆記』²⁷の「元号建定ノ件」が詳細に記述している。

さらに改元詔書も若槻首相以下の全大臣が副署を加えており、官報によって公布し施行された。また、前回同様、新年号の読み方をあまねく知らせるため、昭和の内閣告示第1号によって元号を「セウワ」と示されている。

昭和の年号の出典は『尚書』「堯典」に「百姓昭明、協和万邦」及び『史記』「五帝本紀」に「百姓昭明、合和万国」と見える。

V 平成の改元

1 元号法の成立経緯

以上の大正、昭和の改元手続きは共に『皇室典範』及び『登極令』の規定する如く「天皇践祚ノ後ハ直ニ元号ヲ改ム」るため、時の内閣はあらかじめ内々に元号案を準備しており、それをもとにして、新帝践祚と同じ日のうちに、枢密院で審議可決して、新元号を勅定・公布・施行することができたのである。ところが、昭和二十年の敗戦

²⁷ 『枢密院会議議事録』第42巻大正15年東京大学出版会 昭和63年9月20日 452-455頁

後、明治以来日本を支えてきた屋台骨のような諸制度をひとたまりもなく崩壊させてしまった。『大日本帝国憲法』に代わって昭和二十一年に『日本国憲法』が公布され、翌二十二年施行となった。旧憲法と同じく明治二十二年制定の『旧皇室典範』も昭和二十二年公布・施行の『新皇室典範』に変わったのである。また『旧皇室典範』に伴う『登極令』なども廃止されてしまった。そして前述の一世一元制のところでもふれたように、『旧皇室典範』の第2章改元に関する12条には、「踐祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ従フ」という条はこれに該当するものがなく完全に無視されている。元号を皇室が決めるべきでないとして元号に関する一切の規定が追放されてしまったのである。ここにおいて元号に関することは消滅し、従って昭和の後の年号のことは勿論、一世一元制も昭和の年号のこともすべて効力を持たなくなった。こうして一時的に元号は明文上の法的根拠を失ったことになる。いわば事実たる慣習として昭和という年号が用いられていた。

元号制度は戦後も有効に存続することが、一応可能となり、官庁も一般国民も公私を問わず、従来通り元号を使ってきた。ところが、昭和二十五年には「元号廃止法案」が文部委員会で検討された。参議院文部委員会の田中耕太郎委員長は、山本有三委員とともに昭和の元号廃止と西暦の採用を主張した。この文部委員会に多くの参考人が登場、その8割が元号廃止を主張した。

しかし、そのような状況下でも元号擁護論を主張する人もいた。そのうち、東京大学の坂本太郎教授の意見を一つの例として取り上げておこう。氏は(1)形式上、名分上の見地から、年号は独立国の象徴である。(2)實際上、便宜上、年号のあることは便利である。と元号を廃止することには不賛成の態度を示した²⁸。

このように新聞や雑誌でも、その前後に賛否両論が盛んに取りあげられている。しかし、このような議論はまもなく立ち消えになり、講和独立が達成され、国際交流が活発になっても、年号使用の慣習は依然として盛んである。つまり、昭和という年号が、真実のものではないにしても数の形の上で45、46となって明治を抜いて最長といわれるようになった。すなわちこの時期を境に年号論争は第2の大きな展開を見せることになってきた。元来この問題は天皇の生死、寿命と深い関係のある点で、声を大にして公言するのを憚るような空気があり、天皇制との関連もあって鳴りを鎮めていた。

²⁸ 所功『年号の歴史—元号制度の史的的研究—』雄山閣 平成元年4月5日 223-224頁

しかし天皇も古来稀といわれる年齢に達した時点で年号問題は一気に吹き出してきたのである。昭和・元禄に象徴される末世的風潮の中で、昭和に一区切りをつけ、昭和を見つめ、昭和文化を考えるべきであるというようなことから改元をと、改元論、惰性はいけない、早く年号に法的根拠をつくれ、これだけ国際的な状況の中に生きているのに一国にしか通じない年号などは無用という西暦派、西暦はキリスト教に関係があり、この採用は憲法違反などというのまで飛び出して、年号論争は華やかに展開された。そして建前は法的根拠を失った。ただ実際には国民生活と密接につながる戸籍法、手形法、不動産登記法など届出文書では年号の使用が強制された習慣になっており、辞令通達なども年号を使用していた。西暦は外国政府に送る外交文書、天皇の外国元首への親書にのみ使用されていたのである。

そして昭和四十八年末になって自民党内閣部会の「元号に関する調査小委員会」では十二月初めに総会を開き元号維持について内閣告示の形で制度化するという結論をまとめることとなった。法政化すべしという愛着派、この際廃止、西暦一本という反対派の論争の中で、昭和の年号は天皇一代というのが社会通念で、年号は国民生活に密着しているから無理に法制化しなくとも、立法措置を必要としない内閣告示の形で制度化するのがよい、一世一元制で慣習の昭和という年号を維持出来る、西暦併用も自由というような緩やかなものであった。

昭和も 50 年、区切り目で年号問題の再検討もしないうちに 50 年という時間が経過してしまったが、今度はこの機に改元をと、一世一元制の廃止の提案、法制化問題など年号問題は再燃した。そのきっかけになったのは、明治改元満百年の昭和四十三年に行なわれた「明治百年記念式典」である。この前後から政府と国会に「一世一元の法制化」を求める署名請願運動が、各地で活発に行なわれている。一方、年号は消すべきだったとか、年号は今の天皇の死没で廃止せよなど天皇の高齢化に伴う待ったなしの論まで飛び出してくるようになった。存続派と廃止派の論争は熾熱となってきた。

昭和五十年七月二十八日「公式制度連絡調査会議」が開かれ、年号制を再び法制化するか、内閣告示の様な形で年号を決めるか、いよいよ年号の本格検討に入ることとなった。この会議は池田内閣の昭和三十六年七月、閣議決定で総理府内に設置されたもので、新憲法発足にともなってまだ制度化されぬ問題を協議する役所内の調整連絡機関として作られたものであるが、昭和四十年十月一日から十年ぶりというものであった。三木首相が国会で「法律で制度化するか慣習で続けるかはともかく元号は置く」

と答弁したのによってこの会議の招集となったものである。

1年ほどは静かであったこの年号問題は昭和五十一年十一月十日天皇が在位50年を迎えたころからまた活発に論議が出始めた。十月二十八日に総務長官が参議院内閣委員会での連絡調査会議を経て年号存続のための大綱をまとめ、内閣告示で存続の方向付けを行なうと答弁したことからまた活気を呈してきた。第3の大きな変化が到来したのである。急進的に年号の存続を決定し、しかも一番安易な手続きの内閣告示ということに対して反対の火の手が上がった。賛否両論百説横行、中には存続論者で昭和年号を75年まで使用し、キリスト教紀元2001年から新年号にしたらなどという論まで登場した。ところが、この前後に3回実施された全国的な世論調査では、年号制度の存続賛成が77から80%（年号廃止が5から6%）となっている。

昭和五十二年二月参議院本会議で福田首相も存続の考えを示したが、法制化か閣議決定し告示するか結論はまだ暫く出なかった。

五十三年五月末に「元号法制化促進国会議員連盟結成準備委員会」が発足、早く議員連盟の旗揚げをし、次の通常国会の冒頭に年号法制化の法案を提出する方針を示した。一方「元号法制化実現国民会議」など民間団体の突き上げなどに法制化に慎重だった政府は急遽方針を変え、昭和の後の年号存続についての検討を七月十九日晋明、「元号法案」（仮称）を次期通常国会に提出するとの党議決定を受けての発言をするまでになった。こうしてついに大詰めの第4の変化にまで到達したのである。しかし法制化の手順、国会提出の時期や方法等については未定であった。十月に入って賛成派は「元号法制化実現総決起国民大会」の開会中に、臨時国会に追加法案として元号法案を提出すべきだと政府の決断を迫り、反対派は共闘でこれの粉碎を叫び「元号法制化反対連絡会議」を結成した。

このように論議が活発化する中で、政府は十月十七日「元号の存続は法制化によること」を正式に閣議決定した。同時に福田首相は大平自民党幹事長と会談して「一、元号は法制化する。二、通常国会の冒頭に元号法案を提出し、速かにその成立を期す。三、この趣旨を首相の施政方針演説で明らかにする」という三点を確認した。そして新年号を法律で定めようという次のような「元号法制化法案」が閣議決定され、直ちに五十四年二月二日、ようやく元号法案を国会に提出した。

法案はこれだけのもので四月二十日末明衆議院内閣委員会で可決、二十四日衆議院通過、参議院に送付された。そして五月になって参議院内閣委員会の審議には幅広い質疑が展開された。政府は単に改元の手続きを決めたもの、元号存続に法律による安

定性を与えたもの、国民の使用は年号、西暦でも自由とって押し通した。

そして法案は六月五日、衆議院内閣委員会で可決、翌六日衆議院本会議に上程可決され、「元号法」として成立した。実に戦後 32 年ぶりの空白を埋めた法制化であり、法的根拠もなく、「事実たる慣習」として使用してきたことに終止符が打たれた。この新しい元号法は以下の通りである。

元号法（昭和五十四年六月十二日法律第四十三号）

- 1、元号は、政令で定める。
- 2、元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

附 則

- 1、この法律は、公布の日から施行する。
- 2、昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定められたものとする。

これによれば、本則 2 項・附則 2 項のもの、順が逆になった本則第 1 項は九字、第 2 項は 20 字、計 29 字というものである。第 1 項で元号の制定権が内閣にあることを明示、第 2 項では法律的に問題が多いとして「一世の間、これを改めない」を落としているが、一世一元による改元方式を採用する方針である。なお附則第 2 項で法的根拠のない昭和という年号をこの法律によって定められたものと法的に裏付けた。十二日この元号法は公布されたが、今後の焦点は選定手続きや改元方法などに移ることとなった。

こうして十月二十三日、閣議に元号選定の手続きが報告され了承されたことによつて大詰めを迎えた。この元号法（昭和五十四年六月十二日法律第 43 号）に定める元号の選定²⁹によると、元号選定の責任者は内閣であるが、その候補名を考案するのは高い識見を有する者であり、それを検討し整理するのは総理府総務長官であり、それを精査し原案を選定するのは内閣官房長官、総理府総務長官及び内閣法制局長官の会議であり、その原案について協議し決定するのは閣僚会議である。勿論、事前に衆参両院の正副議長に意見を伺うことも考慮されている。おそらく当局者は平安時代以来の公卿達による改元定や『登極令』に基づく枢密院顧問諮詢方式を参考にしながら、このような内閣主導型の新しい改元手続きをまとめあげたのであろう。

²⁹ 『内閣制度百年史』下巻 内閣官房 昭和 60 年 12 月 75~76

以上は新しい元号法成立の経緯である。このような歴史的過程と現実的状态をふまえて国の関係機関及び地方公共団体などでは、一世一元制が「事実たる慣習」として続いていた昭和二十二年から五十四年の時期にも、業務を円滑、迅速に行うため、原則として年号を使用し、一般国民からの申請書、届出書などに、あらかじめ年号を印刷し便宜をはかる場合も少なくなかった。そこで、『元号法』が成立した際、政府はこのような慣行を今後とも継続する旨の談話を発表している。つまり、この法律ができてからも、民間、個人が元号以外の紀年法を使うことはまったく自由であるが、ただ公的機関では統一的に事態処理をする必要上、従来通年号を用いてゆく方針が明確にされたのである。

2 平成年号の誕生

平成の改元は、昭和五十四年に制定された『元号法』を始めて適用して行われた。従来の昭和年号はその前の大正と同様、明治の『皇室典範』及び『登極令』に基づき、新帝践祚の直後、枢密院で審議して上奏した結論通りに勅定されたものである。

ところが、この両法令が敗戦後、廃止され、代わりに作られた現行『皇室典範』には年号の規定が入れられず、別に政府の起草した「元号法案」も闇に葬られた。それゆえ、年号は明文上の法的根拠を失い、公私とも単なる慣習として使われる状態が長く続いた。しかし、これでは将来の改元を確実に行えないおそれがある。そこで、昭和が明治を追い抜いた四十五年前後から「元号法制化」の世論が高まり、ようやく五十四年六月、『元号法』の成立をみたのである。さらに同年十月閣議報告として「元号選定の手続き」が公表され、その一部が五十九年七月に改正された。

これによれば、新年号は若干名の考案者が候補名を提出すると、内閣官房長官が整理して数個の原案を選定し、全閣僚会議の協議により最善案を選び、閣議で決定する、との手続きは明らかになった。だから、昭和六十三年九月二十日、昭和天皇の病状急変に対応して、内閣の元号担当者が協議し「新年号選定の際に広く国民の声を聞くため有識者数人の懇談会を開くこと、新年号のスタートを即位の日ではなく、その翌々日とすること」などの方針を内々固めたという。かくてようやく改元の法律も細則も完備されるにいたった。

昭和天皇は昭和六十四年正月七日午前六時三十三分、吹上御所で満 87 歳 8 箇月余の生涯を終えた。そして改元手続きは前述のように進められてきた。今回「元号に関

する懇談会」の有識者が8名（池田芳倉・久保亮五・小林與三次・中川順・中村元・西原春夫・縫田嘩子・森亘）であることを知らされた。

8人の委員がそれぞれ意見を述べたが、「平成」「修文」「正化」三つの原案から、政府で内々最優先候補と考えていたのではないかと見られる「平成」案について、「一番穏やか」「平易で親しみやすい」等々の賛成意見が相次いだという。それを承けて全閣僚会議では、小淵恵三官房長官が懇談会と衆参両院院長の意見を報告し、3案の読み方などを説明し、続いて的場順三内政審議室長から「日本、中国、東南アジアでかつて使用された千三百の元号を調べたが、「平成」は使われていない」と補足したところ、どの閣僚も異議なしと賛同したので、10分程度の協議で「平成」に絞り、引き続いての閣議で正式に決定したという。

新年号2文字のうち、「平」は従来の246公年号に使われたことのある71文字の一つで、11回用例があり（天平・天平感宝・天平勝宝・天平宝字・天平神護・寛平・承平・康平・仁平・平治・正平等）、それに対して「成」は今回初めて採用された。もともと平安中期以降既に候補名の中にあげられてまだ採用されたことのない108字の一つである。

とはいえ、昭和改元の際、長らく70字に限られているのに新しく「昭」を加えたと同様、今回も新しく「成」を取入れられたのは英断と称してよいであろう。

次に平成の年号の出典は『尚書』「大禹謨」の「地平天成」及び『史記』「五帝本紀」の「内平外成」である。その勘申者は公表されないことになっている。ただマスコミでは、貝塚茂樹、坂本太郎、諸橋轍次、安岡正篤、市古貞次、宇野精一、目賀田誠、山本達郎などの諸氏であろうと推測されている。しかも、宇野氏や目賀田氏の考案した「正化」と「修文」が「平成」と共に原案として有識者懇談会に提出されたといわれている。その出典は以下の通りである。

「地平天成、六府三事允治、万世永頼、時乃功」（『尚書』）

「舜拳八愷、使主后土、以揆百事、莫不時序。拳八元、使布五教于四方、父義、母慈、兄友、弟恭、子孝、内平外成」（『史記』）

このような年号の出典としては森本角藏氏の『日本年号大観』や森鷗外氏の『元号考』などによれば77種ほどある内、『尚書』と『史記』の2者が最も多く用いられ

ている。新しい元号は次の政令第 1 号によって公布し施行された。

政令第一号

元号を改める政令

内閣は、元号法（昭和五十四年法律第四十三号）第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

元号を平成に改める

附則

この政令は、公布の日の翌日から施行する

内閣総理大臣 竹下登

また、前回同様、新年号の読み方をあまねく知らせるため、平成の内閣告示第 6 号によって元号を「へいせい」と示されている。二つの出典を持つ平成の意味は、『史記』の「内平外成」では家庭と社会の平和を願い、『書経』の「地平天成」では経済の発展と政治をよく行い、さらに教育の大切さを説いている。しかも、その意味するところは、昭和年号に込められた全国民の和合、全世界の平和という理想を、別の文字表現で継承発展させたことになるともいえよう。それぞれにとらえ方は異なるが、いずれも新しい時代に求められる理想が籠められている良い年号である。

VI むすび

近代日本とは明治、大正、昭和、平成を指すが、元号の制定においてはそれぞれ新しい時代に対する希望とか祈願とかが込められているのは注目すべきことである。私が日本の年号について御指導をいただいた修平技術学院故林宝樹教授は明治以降の年号と日本社会の実態について、以下のように述べられた。

明治維新が始まり、西洋文化を取入れて、それまでの封建社会から民主社会に第一歩を踏み入れ、天皇親政を実現し、商業を興して国力を培うのを目標としているので、明治という年号はこれに符合する。明治の出典は『易経』の「説卦」であるが、「離也者明也、万物皆相見、南方之卦也、聖人南面而聴天下、嚮

明而治、蓋取諸此也」と、この中に天皇（聖人南面而聽天下）民主（嚮明而治）産業を興し（万物皆相見、南方之卦也）富国の大計を建てようとする気概が見られる。大正時代は第 1 次世界大戦で日本は思わぬ経済利益を受けて工業発展の基礎を築いたし、政治方面でも政党政治の基礎が出来上がった時代で「大亨以正」がこれを表現している。昭和に入ると日本の国際化が始まり、国内のみならず対外関係でも幾多の国際組織に加入して国際関係がその重要度を占めた時代であり、勿論侵略戦争を発動して巨大な軍事力で東南アジア各国に大変な迷惑をかけた時期でもあったが、昭和後期には完全に平和国家として第 3 世界に対する協力を強めつつある。これも「百姓昭明、協和万邦」に符合する。平成となると、さらに一步進んでその出典すなわち『書経』の「大禹謨」にある「地平天成、六府三事允治、万世永頼、時乃功」のように国内の安定を図り、さらに外国との文化交流を推し進めて国際社会に貢献しようとの意図が見られる。果たして日本はこの年号通りの目的と目標を達成することが出来るかどうかは今後の課題である。特に「万世永頼」の項目からすると、果たして第 3 世界特に東北、東南アジア各国から信頼されるような経済大国としての実績が挙げられるかどうか重要である。

けだし至言であろう。教授の言を借りていえば、近代日本の四つの年号はそれぞれ 136 年以來の日本国として各時代の進むべき道を表わし、要約すると、一、基礎確立期（明治）二、国力発展期（大正）三、国際化並びに協力期（昭和）四、一步進んで国際協調と文化交流期（平成）となっているが、大体においてその目的は達成されたと言えよう。

本稿は主に日本の明治以降の改元実態をめぐって検討した。これから、日本の年号諸相を引き続き探求すると同時に中国年号の実態を解明するのは今後の課題である。